

岩手県監査委員告示第 22 号

監査結果の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 13 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 6 月 3 日

岩手県監査委員 中 平 均  
岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 (1) 監査対象機関名 岩手県盛岡西警察署

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 1 月 10 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 2 月 19 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 4 月 4 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 3 件、237,248 円、支給していないものが 1 件、554,320 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた 3 件、237,248 円について、平成 20 年 4 月 1 日に返納処理を完了した。また、支給していない 1 件、554,320 円について、平成 20 年 2 月 8 日に支給処理を完了した。 今後は、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

2 (1) 監査対象機関名 岩手県紫波警察署

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 1 月 9 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 2 月 13 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 4 月 4 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1 件、17,176 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査においても旅費事務に係る注意事項があったことから、チェック体制を見直すなど、再発防止に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた 1 件、17,176 円について、平成 20 年 1 月 22 日に返納処理を完了した。 今後は、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。